



Refugee
Studies
Centre



WCPA
WORLD COMMISSION
ON PROTECTED AREAS

DICE
UNIVERSITY OF KENT
AT CANTERBURY ■■■■



移動民と保全に関するダナ宣言

2002年4月3日から7日にかけて、世界の全地域から社会学者や自然科学者を含め、課題意識を共有する専門家がヨルダンのワディ・ダナ自然保護区に集結して会合を開催した。この専門家グループは、会合において移動民¹と保全に対する包括的なアプローチを考察して、会合終了時に宣言に合意した。その宣言の内容は以下のとおりである。

今日の世界は、世界的な生物多様性の保全と持続可能な利用に対する未曾有の脅威に直面している。同時に、はかり知れずかけがえのない範囲にまで及ぶ知識や技術の文化的、言語的な多様性もまたゆゆしき速度で失われつつある。

人口動態、持続不可能な消費様式、気候変動、地球のあるいは国家的な経済的諸力は、相互に関連しながら圧力となっており、生物多様性資源の保全と、多くの先住民、伝統民の生計の保全の両方を脅かしている。とくに、移動民は、いつの間にか、自力では太刀打ちできない勢力の制約を受けるようになり、特に不利な立場に追いやられている。

移動民は差別されてきた人々である。自然資源にアクセスする権利を含めて、彼らの権利はしばしば否定されており、従来の保全実践では、彼らの懸念に対して、もはや十分に対応できなくなっている。こうした諸要因は、地球規模の変化が速まったことと相まって、彼らの生活様式を蝕んでおり、彼らが自然とバランスを保ちながら生きていく能力を減少させ、彼らが独自の民族として生きていく存続可能性を脅かしている。

それにもかかわらず、多くの移動民は、伝統的な資源利用実践や文化に基づいた自然に対する敬意を通じて、地球の生態系、生物種、遺伝的多様性の維持に意義深い貢献をしている——これまで十分に認識されてこなかったにせよそうである。こうして移動民と保全関心は、とくに共通の課題に直面するようになるにつれて、徐々に近づくようになった。それゆえ、移動民と保全にたずさわる人々の間で相互に補強し合うパートナーシップを創り上げていくことが緊急に必要である。

こうした理解に照らして、我々は以下の原則に基づく保全実践を推進することを約束する。

¹ 移動民とは、地域における自然資源の広範な共有財的利用に生計を依存し、持続可能な利用と保全を扱うための管理戦略として移動性を利用し、独自の文化的アイデンティティと自然資源管理システムを有する先住民や伝統民の部分集合を意味する。

原則 1. 権利とエンパワーメント

移動民と彼らの自然資源に対して影響を及ぼす可能性のある保全アプローチは、移動民の権利、管理、責任、能力を認識する必要があり、効果的なエンパワーメントにつなげていく必要がある。これらの権利には以下が含まれる。

- 1.1 人権: 市民的、政治的、社会的、経済的、文化的権利。
- 1.2 土地と資源の権利。慣習法のもとでの権利を含む。
- 1.3 文化的小および知的な財産権。
- 1.4 様々なレベルにおける意志決定、および関連する交渉過程に全面的に参加する権利。
- 1.5 ローカルな自然資源の使用に関するいかなる消費的、あるいは非消費的な使用からも正当な便益を得ることのできる権利。

そのために、国家・国際レベルで、必要に応じて、適切な法改正が推進されなければならない。加えて、移動民はしばしば異なる領土をまたいで移動することから、国家官庁間で国境を跨いだ協働が求められることがある。

ひとたび移動民の権利を認知すれば、それを効果的なエンパワーメントに繋げていくべきであり、それはジェンダーと年齢への配慮を含むべきである。

原則 2. 信用と尊敬

自然保護への関心と移動民の間の有益なパートナーシップとは、相互の信用と尊敬に基づいていなければならないし、移動民に対する差別の問題に取り組まなければならない。そのために、パートナーシップは以下の様なものであるべきである。

- 2.1 公正であること。
- 2.2 移動民の諸制度について全面的に尊重し、それを認める。
- 2.3 全ての当事者間で、権利行使と責任の履行の間のバランスをとる。
- 2.4 関連する慣習法を認識し、それを取り入れる。
- 2.5 保全目的と遊牧民のニーズに関して、全ての当事者の説明責任を推進する。

原則 3. 多様な知識体系

移動民とともに生物多様性の保全を計画し、実施する際には、彼らの伝統的な知識と管理の実践を尊重して、それを取り入れる必要がある。完璧な知識体系があり得ない以上、伝統的な科学と主流の科学の相補的な活用は、移動民の変わりゆくニーズを満たし、保全のジレンマに答え得る有意義な手段となる。とりわけ以下の点が重要である。

- 3.1 伝統的な科学と主流の科学および管理の実践は、対等な立場に立ち、双方向の学びを含む基盤の上で、対話に入らなければならない。
- 3.2 伝統的な科学と主流の科学は、適切に評価されねばならず、また、それらの動的な性質が認められるべきである。

原則 4. 順応的管理

移動民が居住あるいは利用している地域内の生物多様性と自然資源の保全には、順応的管理アプローチを適用することが求められる。このようなアプローチは、伝統的/既存の文化的なモデルの上に築かれるべきであり、移動民の世界観、願望、慣習法を取り入れるべきである。移動民の物理的、文化的な存続と生物多様性の長期の保全に向けて取り組まなければならない。

より具体的には、そのような順応的管理アプローチは以下の様なものであるべきである。

移動民が選択した生活様式と持続可能な資源の管理という保全の目的の間で、両者に共通した関心領域を構築する。

- 4.1 生計の多様化を許容し、移動サービスを含むあらゆるレベルでの便益の多様性を確保する。
- 4.2 慣習的な資源の共有を含め、資源の保有と資源へのアクセスのシステムがもつ多様性を認識する。
- 4.3 家畜化・栽培化された動植物の遺伝的多様性の保全と強化に移動民が果たしてきた貢献を認識して支援する。
- 4.4 保全をより豊かにするために移動民の柔軟な管理実践から学ぶ。
- 4.5 移動性を中心的な概念として活用し、生態学的な見方と文化的な見方の両方を取り込んで、より広い景観スケールにおける保全計画を発展させる。

原則 5. 共同管理

適応的管理のために適切な制度的構造は、移動民と保全機関の間で意思決定と管理責任を公平に分担する前提に基づくべきである。これを行うために不可欠なことは、生物多様性保全のための既存の意思決定メカニズムの民主性と透明性を高めることである。それによって市民社会と特に移動民の完全で開かれた参加が可能になり、共同管理と自己管理システムの設立が可能になる。そのためには、関係者が以下のことを行う必要がある：

- 5.1 合意に基づく意思決定に向けて異文化間の対話を育成する過程と手段を開発する。
- 5.2 文化的に適切な紛争管理の仕組みと制度を取り入れる。
- 5.3 文化的過程に適した時間スケール、および順応的管理のための文化間パートナーシップを構築するために必要な時間を認識する。
- 5.4 保全問題に対するローカルに合意された解決策を育成する。
- 5.5 保全計画と実施に対する多様で多元的なアプローチを奨励する。
- 5.6 相互に有益なパートナーシップを結ぶための能力を開発する。

この宣言は、分野間の隔たりを狭めるための我々の貢献である。この宣言中の考えは、移動する人々自身や他の人々との対話において、検証され、洗練され、さらに発展させていく必要がある。しかし、これらの問題は、国家レベルでも国際レベルでも、特に来るべき「持続可能な開発に関する世界サミット」と「世界公園会議」において、早急に検討される必要がある。

宣言当事者:

Alejandro Argumedo	Asociacion Quechua-Aymara ANDES, Indigenous Peoples' Biodiversity Network (IPBN), Peru
Richard Baker	School of Resources, Environment and Society, Australian National University, Australia
Ahmed Belal	UNESCO ECOTECHNE Chair, South Valley University, Egypt
Grazia BorriniFeyerabend	Commission on Environmental, Economic and Social Policy, IUCN – The World Conservation Union
Geraldine Chatelard	European University Institute, Florence, Italy
Dawn Chatty	Refugee Studies Centre, University of Oxford, United Kingdom
Marcus Colchester	Forest Peoples Programme, United Kingdom
Christo Fabricius	Environmental Science Programme, Rhodes University, South Africa
Taghi Farvar	Commission on Environmental, Economic and Social Policy, IUCN – The World Conservation Union and CENESTA, Iran
Patricia Feeney	Rights and Accountability in Development- RAID, United Kingdom
Graham Griffin	Centre for Arid Zone Research, Commonwealth Scientific and Industrial Research Organisation, Australia
Margaret Jacobsohn	Integrated Rural Development and Nature Conservation, Namibia
Chris Johnson	Royal Society for the Conservation of Nature, Jordan
Ilse Köhler-Rollefson	League for Pastoral Peoples, India
Terrence McCabe	Department of Anthropology, University of Colorado, USA
Jeff McNeely	IUCN - The World Conservation Union
Helen Newing	Durrell Institute of Conservation and Ecology, University of Kent at Canterbury, United Kingdom
Gonzalo Oviedo	International Consultant on People and Conservation
Garth Owen-Smith	Integrated Rural Development and Nature Conservation, Namibia
Adrian Phillips	Former Chair of the World Commission on Protected Areas of IUCN
Mohammad Qawabah	Royal Society for the Conservation of Nature, Jordan
Flavien Rebara	Worldwide Fund for Nature – WWF, Madagascar
Alan Rowe	Department of Geography, University of Glasgow, United Kingdom
Sabine Schmidt	GTZ, Project Nature Conservation and Bufferzone Development, Mongolia
Irina Springuel	UNESCO ECOTECHNE Chair, South Valley University, Egypt
Nick Turvey	Documentary Film-maker, United Kingdom
Reed Wadley	Department of Anthropology, University of Missouri at Columbia, USA